

裁判長
認印

印

調 書 (決定)

事 件 の 表 示	平成17年(才)第1621号 平成17年(受)第1897号
決 定 日	平成17年11月22日
裁 判 所	最高裁判所第三小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	堀 籠 幸 男 濱 田 邦 夫 上 田 豊 三 藤 田 宙 靖
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	大阪高等裁判所平成16年(ネ)第2179号(平成17年7月5日判決)

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成17年11月22日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 三 枝 かほる 印

当事者目録

上告人兼申立人
同代表者代表取締役
同訴訟代理人弁護士
被上告人兼相手方
同代表者代表取締役
被上告人兼相手方
同代表者代表取締役
被上告人兼相手方
同代表者代表取締役

同代表者代表取締役
被上告人兼相手方
同代表者代表取締役
被上告人兼相手方
同代表者代表取締役

エアポートプレスサービス株式会社
倉澤 巳代二
池上 徹 ほか
関西国際空港新聞販売株式会社
高橋 洋 實
株式会社新販
谷池 弘 行
株式会社大読社
小林 健
旧商号関西地区新聞即売株式会社
株式会社かんそく
倉井 銑太郎
株式会社近販
村上 和 弘
日経大阪即売株式会社
石川 弘 毅

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

これは正本である。

平成 17 年 11 月 22 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 三 枝 かほる

